

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

輪島市は、能登半島の北西部に位置し、東西約 42 km、南北約 31 km、面積は約 426 km<sup>2</sup>で、石川県全体の約 10.2%を占める市域を形成している。

地形は、東部から宝立山（471m）、鉢伏山（544m）、高洲山（567m）、高爪山（341m）等が連なっており、山間丘陵地を源とする小河川が日本海に注いでいる。また 80 km 余に及ぶ海岸線は、優れた自然景観を呈し、その大部分が能登半島国立公園に指定されており、その北方海上に七ツ島（約 23 km 沖）、舳倉島（約 49 km 沖）があり、沿岸漁業の拠点となっている。こうした地形における土地利用状況としては、田・畑の農用地が約 30%、宅地は約 4%であるのに対し、山林・原野が約 63.9%と市域の多くを山地が占めている。

本市の人口は、平成 18 年の旧輪島市・旧門前町の合併時点で 34,750 人、10 年後の平成 28 年で 28,426 人、令和 4 年 4 月 1 日時点で 24,442 人と人口減少が顕著となっており、併せて世帯数においても合併時点での 13,296 世帯から、12,671 世帯、11,752 世帯と減少傾向となっている。

また令和 4 年 4 月 1 日現在の年齢別人口割合では、15 歳未満の年少人口は 1,757 人と約 7.2%、65 歳以上の老年人口は 11,451 人と約 46.8%であり、少子高齢化が進行している。

本市の産業は、自然の恵みを活かした農林水産業のほか、地域経済を支えている漆器産業、観光産業などがあるが、少子高齢化が進む中で医療・福祉業が増加傾向にある。

産業別人口としては、令和 2 年国勢調査において、第 1 次産業が 1,152 人（約 10.3%）、第 2 次産業が 2,516 人（約 22.4%）、第 3 次産業が 7,564 人（約 67.3%）と石川県内でも第 1 次産業の割合が高い地域である。

一方、商業及び工業においては、少子高齢化による人口減少や購買力の低下、都市部への就職希望等により、商業においては商店数、従業員数及び商品販売額、工業においては事業所数、従業員数及び製造品出荷額は減少傾向にある。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、「輪島市先端設備等導入促進基本計画」（以下「導入促進基本計画」という。）を策定し、本市における中小企業の先端設備等の導入を促すことにより、中小企業における商品開発等の新規事業の推進、さらに地元就職の増加に伴う定住促進につながることから本市経済の発展と活性化が期待される。

そのため、計画期間中に 10 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

本市の中小企業の先端設備等の導入を促すことにより、先端設備等導入計画が認定される中小企業の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が地域経済を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本市の導入基本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第1項の規定による先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、雇用創出等の効果が希薄な売電のみを目的とした太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー発電関連設備は対象としない。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電設備とは「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第2条第2項に規定された「再生可能エネルギー発電設備」を指す。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、中心市街地だけではなく、周辺地域、沿岸地域、のと里山空港に隣接された臨空産業団地を始めとした山間地域等の広域に立地しており、これら全ての地域で広く生産性向上を実現する必要があることから、本市の導入促進基本計画の対象地域は市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

導入促進基本計画内「2 先端設備等の種類」にて規定した先端設備等を導入するにあたって、広く生産性向上の実現を目指すため、本計画では、全ての業種を対象とする。

また、生産性向上のための事業者の取組みとして、新商品研究開発、自動化の推進、ITやIoT導入による業務効率化、省エネの推進、業種を超えた連携等、多種多様に渡っていることから、対象事業は労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本市の導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本市が認定する先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

**5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項**

(1) 先端設備等導入計画の認定にあたり、下記の事項に該当する事業又は中小企業は認定対象としないものとする。

- ① 人員削減を目的とした先端設備等の導入は対象としない。
- ② 中古品、又は廃棄物を再利用した再生品の導入は対象としない。
- ③ 市内の事業所等に常勤する雇用者がいない場合は対象としない。
- ④ 市税等の滞納がある場合は対象としない。ただし事前に収納担当と相談をし、分納等により納付の意思がみられる場合はこの限りではない。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるもの。
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる営業に供する取組みのおそれがあるもの。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手続き中のもの。
- ⑧ その他、公の秩序又は善良の風俗に反する取組みのおそれがあるもの。

(2) 中小企業から先端設備等導入計画が提出されてから、当該計画の認定、また、認定後の計画実施期間中、又は実施終了後において、本市が必要であると認める場合、計画実施者に対して、当該計画に関する資料や報告等を求めることができ、計画実施者はそれに応じなければならない。

(3) 中小企業は本市からの認定後に導入した先端設備等については、中小企業等経営強化法に基づく特例の対象の可否を問わず、必ず本市税務課へ税務申告をするものとし、万が一それを怠った場合は未申告とみなし、認定を取り消すことができるものとする。